



資料

1 和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 本市に、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

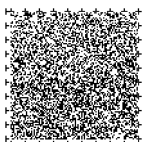
- (1) 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画の案について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (3) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の実施状況の監視
- (4) その他障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画、障害福祉計画又は障害児福祉計画の策定又は変更のために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者に関する団体が推薦する者
- (2) 障害者福祉及び医療に関する職務に従事する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者福祉に関する学識経験を有する者
- (5) 市民
- (6) その他市長が必要と認める者



(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉局社会福祉部において処理する。

(委任)

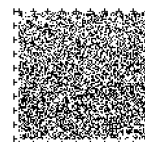
第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

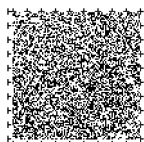
この条例は、平成30年3月2日から施行する。



2 和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画 策定委員会委員名簿

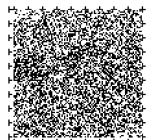
(50音順・敬称略)

	氏名	ふりがな	役職名等
委員	市川 博康	いちかわ ひろやす	和歌山市民生委員・児童委員協議会会長
委員	稲垣 美千代	いながき みちよ	市民代表（公募委員）
委員	岩橋 秀樹	いわはし ひでき	和歌山市障害児者父母の会会長
委員長	江田 裕介	えだ ゆうすけ	和歌山大学教育学部教授
委員	北出 賀江子	きたで かえこ	和歌山市ボランティア連絡協議会会長
委員	佐竹 重紀	さたけ しげのり	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長
委員	佐谷 美津子	さたに みつこ	和歌山市人権委員会連合障害者の人権部会長
委員	武内 正晴	たけうち まさはる	和歌山市小学校長会代表
委員	土井 邦夫	どい くにお	和歌山市手をつなぐ育成会会長
委員	中江 聡	なかえ さとし	公益社団法人和歌山県病院協会理事
委員	野村 康晴	のむら やすはる	一般社団法人和歌山市医師会会長
委員	畠中 常男	はたけなか つねお	和歌山市身体障害者連盟会長
委員	濱畑 敏行	はまはた としゆき	和歌山公共職業安定所所長
委員	古井 克憲	ふるい かつのり	和歌山大学教育学部准教授
副委員長	森田 昌伸	もりた まさのぶ	社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会会長
委員	山本 耕平	やまもと こうへい	精神障害者社会復帰連絡協議会副会長
委員	和田 富子	わだ とみこ	NPO 和歌山市精神障害者家族会「つばさの会」理事
委員	和中 善之	わなか よしゆき	市民代表（公募委員）



3 策定経過

年 月 日	項 目	内 容
令和元年 8月30日	令和元年度 和歌山市障害者計画、障害福祉計画 及び障害児福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第5期和歌山市障害福祉計画及び第1期和歌山市障害児福祉計画の進捗状況について 第5期障害者計画等に係るアンケート調査票について その他
10月4日～ 10月25日	和歌山市障害者計画等策定のための アンケート調査の実施	<p>【対象者】</p> 身体障害者手帳所持者：1,500人 療育手帳所持者：1,000人 （18歳以上 500人、18歳未満 500人） 精神障害者保健福祉手帳所持者：500人
令和2年 2月6日	令和元年度 和歌山市障害者計画、障害福祉計画 及び障害児福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第5期和歌山市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況について 障害者計画等策定のためのアンケート調査結果報告書、及びヒアリング調査結果について その他
7月22日	令和2年度 和歌山市障害者計画、障害福祉計画 及び障害児福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第5期和歌山市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況について 第5期障害者計画の骨子（案）について その他
12月25日	令和2年度 和歌山市障害者計画、障害福祉計画 及び障害児福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第5期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（素案）について その他
令和2年 12月28日～ 令和3年 1月26日	パブリックコメントの実施	
令和3年 2月16日	令和2年度 和歌山市障害者計画、障害福祉計画 及び障害児福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第5期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（案）について その他



4 用語説明

	あ行	
--	----	--

○アウトリーチ

援助を求めている人のいる場所へ赴いて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合にはこうしたアウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要である。

○一般就労

雇用契約を結んで企業へ就職する雇用形態を指す。一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。

○医療的ケア児

医学の進歩を背景として、新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要なとする障害児のこと。

○インクルーシブ教育システム

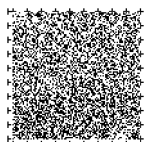
人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。

○NPO

「非営利組織（Non-Profit Organization）」の略。社会貢献等を目的に、非営利の公益事業や市民活動を行う組織。「特定非営利活動促進法（NPO法）」が平成10年に制定されており、この法律に基づき法人格を取得した組織をNPO法人という。

○オストメイト

ストーマ（手術によって便や尿を排泄するために腹壁に造設された排泄孔）が造設されている人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者ともいう。



○基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障害のある人やその家族への総合相談や専門相談に応じるほか、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。

○グループホーム

地域の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の障害者等が一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。障害者向けグループホームは、障害福祉サービスにより、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われる。

○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

○高次脳機能障害

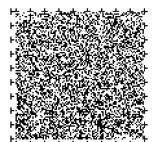
交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。

○合理的配慮

障害のある人が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害のある人の在宅療養等を支援する用具。



○児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

○社会的障壁

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物や制度、慣行、観念等のこと。具体的には、利用しにくい施設、利用しにくい制度、障害のある方の存在を意識していない慣習、障害のある方への偏見などを指す。

○障害支援区分

平成26年4月1日施行。障害程度区分に替わり、障害のある人等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

○障害者権利条約

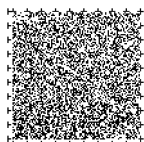
身体や精神などに長期的な障害がある人への差別撤廃や社会参加促進を目指し、平成18年に国連総会で採択された。職場で「合理的な配慮」を受けられるよう締約国に立法行政上の措置をとることも求めている。日本は平成19年に署名し、条約批准に向けた国内法整備の一環として平成23年7月に改正障害者基本法が成立。事業主が障害のある人の特性に応じた適正な雇用管理に努めることが義務づけられた。

○障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障害者福祉の増進を図るため、12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16年の障害者基本法改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められた。

○情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。



○自立支援医療

従来の更生医療、育成医療及び精神通院医療による医療費助成について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。

○自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目標として、障害児者の福祉・医療・教育・雇用に関わる関係者が集まり、地域課題や取り組みなどについて協議を行う。

○自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

○成年後見制度

知的障害、精神障害や認知症のために判断能力が不十分な人の人権や財産権、公民権等を保護することを目的として民法で定められている制度。福祉サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理等の法律行為を家庭裁判所等により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、代行する。判断能力が十分なうちに後見人と契約を結び、判断能力が衰えたときに備える「任意後見」と、判断能力が衰えた後に家庭裁判所への申し立てをして後見人を選ぶ「法定後見」がある。

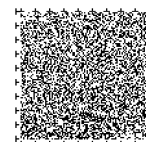
	た行	
--	----	--

○地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

○地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。



○地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力及び適性に応じ自立した生活や社会生活を営むことができることを目的に、市町村及び都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な実施が可能である事業。

○地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

○特別支援学級

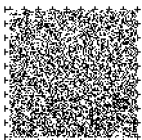
特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

○特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害のある方、聴覚障害のある方、知的障害のある方、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。平成 18 年の学校教育法の改正により創設された。

○特別支援教育

障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児、児童、生徒の支援を充実していくこととなった。



○難病患者

平成25年度から障害の範囲に含まれるようになった。難病とは、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2)経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

○日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

知的障害、精神障害、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助などを行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。平成19年度より「地域福祉権利擁護事業」から名称が変更されている。

○日常生活用具

障害者（児）や難病患者の日常生活をより円滑にするための用具。

○排泄管理支援用具

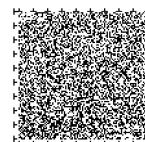
ストーマ用装具などの障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品。

○発達障害

脳の機能的な問題が関係して生じる疾患であり、日常生活、社会生活、学業、職業上における機能障害が発達期にみられる状態。

○バリアフリー

障害のある人や高齢者等が活動するうえで、都市構造や建築物等に存在する障害（バリア）を取り除くこと。例えば、道路の段差の解消、建物のスロープ等の設置、読みやすい大きな文字や点字での表示等。また、偏見や差別意識の除去という意味で、「心のバリアフリー」という言葉も用いられる。



○ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得するプログラム。

○ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

○法人後見

法人が成年後見人として業務を担うこと。

○補装具

義肢や車椅子、義眼や補聴器など、障害のある方が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。

	ま行	
--	----	--

○メンタルヘルス

メンタルは「心の」「精神の」、ヘルスは「健康・保健」という意味であり、一般的には「こころの健康」と訳される。

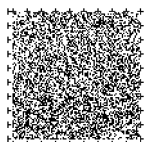
	や行	
--	----	--

○ユニバーサルデザイン

障害のある人や高齢者等にやさしいものは誰にでもやさしいものであるとの考え方のもと、はじめから「バリア」をつくりださないことを目的としたデザイン。バリアフリーが、「バリア」を除去するという考え方であるのに対し、その考え方をさらに一歩進めて当初から「バリア」のないデザインをめざすもの。

○要約筆記者

話の内容を要約しその場で文字にして伝えることで、聴覚障害者、特に手話習得の困難な中途失聴者や難聴者のコミュニケーションを支援する人。

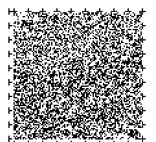


○ライフステージ

人の一生において、共通の特色をもった年齢層を人生の階級として区分したもの。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といった区分が一般によく用いられる。また、ライフサイクルといった用語もあるが、こちらは人間の誕生から死にいたるまでの一生の過程のことであり、個人ではなく、人間全体の流れに主眼がおかれている。

○リハビリテーション

障害者等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害者の自立と社会参加をめざすものとして、障害者福祉の基本理念となっている。



第5期和歌山市障害者計画
第6期和歌山市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

令和3年3月発行

編集・発行 和歌山市福祉局社会福祉部障害者支援課
〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地
電話 073-435-1060 FAX 073-431-2840

